

無償化早わかり表

スタート

お子さんの年齢は？（4月1日時点）

3～5歳

0～2歳

現在お子さまが利用している施設はどれですか？

あなたの世帯は住民税非課税世帯ですか？

幼稚園

保育所/認定こども園※1

認可外保育施設等※2

幼稚園は子ども・子育て支援新制度に移行していますか？※3

利用料が無料になります。

保育の必要性の認定※4を受けている場合、利用料が月額 37,000 円まで無償になります。（新 2 号認定）

はい

いいえ

利用料が無料になります。

利用料が月額 25,700 円まで無償になります。（新 1 号認定）

幼稚園については、入園できる時期に合わせて 3 歳になった日から無償化の対象となります。

幼稚園の預かり保育 ※在園児対象

幼稚園の利用に加えて預かり保育を利用する

保育の必要性の認定※4を受けている場合、月内の預かり保育利用日数に 450 円を乗じた額と、預かり保育の利用料を比較し、小さい方が月 11,300 円まで無償となります。（新 2 号認定）

はい

いいえ

現在お子さまが利用している施設はどれですか？

3 歳児クラスからが対象となります。

保育所/認定こども園※1

認可外保育施設等※2

利用料が無料になります。

保育の必要性の認定※4を受けている場合、利用料が月額 42,000 円まで無償になります。（新 3 号認定）

※1 地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）も対象です。

※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治法独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※3 新制度に移行しているか不明な場合は、幼稚園か町にお問い合わせください。

※4 無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

（注1）認可外保育施設等を利用する方の無償化の対象は保育所・認定こども園等を利用できていない方です。

（注2）「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。